



平成 27 年 4 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社 丸 栄
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目 3 番 1 号
代 表 者 取締役社長 京極 修二
コード番号 8 2 4 5
上場取引所 名証・東証・各第 1 部
問い合わせ先 取締役総務本部長 渡邊 克哉
電話 (052) 264-1211(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されることになり、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、定款第 27 条と第 36 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役からの同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、720 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p><u>(取締役との責任限定契約)</u> 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p><u>(監査役との責任限定契約)</u> 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p>

3. 日程

平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 96 回定時株主総会において付議承認後、効力を発生するものいたします。

以 上